

改正

昭和47年1月10日水管規程第6号  
昭和48年12月25日水管規程第2号  
昭和55年3月26日水管規程第7号  
昭和61年4月28日水管規程第3号  
平成10年3月20日水管規程第1号  
平成15年1月24日水管規程第1号  
平成16年3月26日水管規程第1号  
平成22年3月12日水管規程第1号  
平成31年3月22日水管規程第1号

寒河江市水道給水条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、寒河江市水道給水条例（昭和37年市条例第12号。以下「条例」という。）第45条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(共用栓の使用)

第2条 共用栓の給水は、水道使用開始届により開栓した日から、その使用を開始したものとみなす。

(給水装置の所有権の異動及び撤去)

第3条 給水装置の所有権に異動が生じた場合は、当事者が連署の上、遅滞なく、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者たる市長」という。）に届出なければならない。

2 前項の届出の際に、前所有者の連署を得られないときは、その理由を述べて管理者たる市長の承認を得なければならない。

3 給水装置の所有者がその装置を撤去しようとするときは、管理者たる市長の指示によらなければならない。

(工事の申込み)

第4条 管理者たる市長は、条例第10条第1項の規定により申込みがあった場合には、内容を審査し適当と認めるときは、給水装置工事承認通知書により通知するものとする。

2 条例第10条第2項の規定により、利害関係人の同意書の提出を要する場合は、次の各号に該当するときとする。

- (1) 他人の家屋又は土地内に給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。
- (3) その他管理者たる市長が必要と認めるとき。

(期日の指定)

第5条 条例第14条の規定による管理者の指定する期日は、量水器設置申し込みの日とする。

(工事費の算出)

第6条 条例第15条の規定による工事費の算出は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 材料費は、管理者たる市長が定める材料単価表による。
- (2) 労力費は、管理者たる市長が定める労務単価表による。
- (3) 道路復旧費は、道路管理者が定める道路復旧方法により、管理者たる市長が定める額とする。
- (4) 間接経費は、次のとおりとする。

ア 運搬費 別に定める。

イ 安全費

(ア) 国道及び県道について

材料費、労力費（以下「直接工事費」という。）及び運搬費の合計額の100分の4以内とする。

(イ) 市道及びその他道路について

直接工事費及び運搬費の合計額の100分の3以内とする。

(ウ) 宅地内について

直接工事費及び運搬費の合計額の100分の2以内とする。

ウ 現場管理費 直接工事費、運搬費及び安全費の合計額の100分の11以内とする。  
エ 一般管理費 直接工事費、運搬費、安全費及び現場管理費の合計額の100分の13以内とする。  
オ 設計費 直接工事費、運搬費、安全費、現場管理費及び一般管理費の合計額の100分の3とする。

カ 道路使用申請料 別にさだめる。

- 2 前項に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者たる市長が別に定める。

(給水制限、停止の予告)

第7条 条例第20条第2項の規定により、給水の制限又は停止しようとするときは、広報車、文書及び口頭をもって予告する。

(給水量の認定)

第8条 条例第29条第1項の規定による給水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 量水器に異常があつたときは、量水器取替後の使用量を基準として日割計算により、異常があつた期間の使用量を認定する。
  - (2) 量水器が設置されていないとき、又は漏水その他の理由により使用水量が不明なときは、使用量を認定する月の前2カ月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定する。
- 2 同条第2項ただし書の規定の場合は、使用者の業態、家族数、用途別又は各使用水量等を考慮して認定する。

(料金)

第9条 水道使用の休止又は廃止の届出がないときは、水道を使用しない場合でも条例第27条の規定による料金を納入しなければならない。

- 2 料金納入後において料金算定に錯誤があつたときは、翌月以後の料金納入の際に過不足額を精算する。ただし、給水装置の使用を廃止し、又は休止した者の料金については、速やかに過不足額を精算する。

(料金算定の特例)

第10条 条例第30条第1項の規定による量水器の点検ができないときの料金の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) その月の15日以前のときは、前月分の料金の2分の1の額
- (2) その月の15日以後のときは、前月分の1カ月分の料金の額

(料金、手数料の減免)

第11条 条例第35条の規定による料金、手数料の減免を受けようとする者は、その理由を記載して管理者たる市長に申請しなければならない。

(給水装置、量水器の点検、集金職員等の身分証明)

第12条 量水器の点検又は給水装置、給水状況の検査及び水道使用料金等の集金に従事する職員は、身分証明書を携帯しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第13条 条例第44条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
  - ア 水槽の掃除を年1回、定期に行うこと。
  - イ 水槽の点検を行うなど有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
  - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
  - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、年1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(届出等の様式)

第14条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第4条第3号の規定による私設消火栓設置申請書 様式第1号
- (2) 条例第5条の規定による代理人の届出書 様式第2号
- (3) 条例第6条の規定による総代理人の届出書 様式第3号
- (4) 条例第10条第1項の規定による給水装置工事申込書 様式第4号
- (5) 条例第10条第1項の規定による給水装置工事承認通知書 様式第4の2号
- (6) 条例第11条第2項の規定による給水特殊装置工事申請書 様式第5号
- (7) 条例第17条第1項の規定による月割納付申請書 様式第6号
- (8) 条例第17条第1項の規定による月割納付証書 様式第7号
- (9) 条例第22条第1項の規定による量水器保管証書 様式第8号
- (10) 条例第23条の規定による届出書
  - ア 水道使用開始届（新設、再開始のとき。） 様式第9号
  - イ 水道使用休止・廃止届（休止、廃止のとき。） 様式第10号
  - ウ 所有者又は使用者の異動のとき 様式第11号
- (11) 条例第24条第2項の規定による消火栓の使用届 様式第12号
- (12) 条例第25条第1項の規定による検査請求書 様式第13号
- (13) 条例第32条の規定による臨時栓使用届 様式第14号
- (14) 第12条の規定による身分証明書 様式第15号

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和45年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行前に寒河江市水道給水条例施行規則（昭和37年市規則第3号）の規定により、届出、請求、各工事の申込み、認定及びその他の行為で、この規程中相当する規定があるものは、この規程の規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和47年1月10日水管規程第6号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和47年1月20日から施行する。

(様式の読替規定)

- 2 この規程による改正後の寒河江市水道給水条例施行規程の様式中「寒河江市長」とあるのは「寒河江市水道事業管理者の権限を行う寒河江市長」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（昭和48年12月25日水管規程第2号）

この規程は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月26日水管規程第7号）

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月28日水管規程第3号）

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和61年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の寒河江市水道給水条例施行規程は、この規程の施行の日以後に受付する給水装置申込みの工事から適用し、同日前に受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月20日水管規程第1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の寒河江市水道給水条例施行規程は、この規程の施行の日以後に受付する給水装置申込みの工事から適用し、同日前に受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附 則（平成15年1月24日水管規程第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日水管規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月12日水管規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の寒河江市水道給水条例施行規程の様式に基づき提出された申込み及び届出は、この規則による改正後の寒河江市水道給水条例施行規程の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月22日水管規程第1号抄）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

## 私設消火栓設置申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者住所

氏 名 印

下記のとおり設置くださるよう申請します。

設 置 場 所	寒河江市 ( 町会)
設 置 個 数	屋、内、外 個
付 属 品	
参 考 事 項	

※裏面に位置図を添付して下さい。

様式第2号



年 月 日

様

寒河江市長

印

寒河江市水道指定給水装置工事業者証

指定申請書を審査の結果、寒河江市水道指定給水装置工事業者に関する規程第2条第1項の規定により、寒河江市水道指定給水装置工事業者として指定する。

指定番号 第 号

指定期間 年 月 日から

年 月 日まで

様式第4号



第 年 月 日 号

申込者  
氏名 様

寒河江市長



### 給水装置工事承認通知書

年 月 日付けで申し込みのあった給水装置工事について下記条件を付して承認します。

記

条件  
様式第5号



給水特殊装置工事申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者住所  
氏 名 印

下記のとおり給水特殊装置を設置したいので、施工現場図面並びに記載の使用材料を確認のうえ承認くださるよう申請します。

給水装置所在地	寒河江市 ( 町会)
給水装置所有者	
給水装置番号	専用栓、 共用栓 第 号
施工現場図面 及び使用材料	別紙のとおり (位置図、平面図、縦横断面図、詳細図等)
	受付印

様式第6号

給水装置工事費月割納付申請書

年 月 日

寒河江市長 様

給水装置申込者住所

氏 名 印

下記、給水装置工事費について一時に納入できない事情にあり、月割納付の方法により納付したいので、連帯保証人連署の上月割納付証書を提出しますので承認くださるよう申請いたします。

給水装置の場所	寒河江市 ( 町会)	
工費設計概算額	金	円
月割納付期間	年 月 日から 年 月 日まで	か月間
連帯保証人	寒河江市 氏 名 印	
保証人資格	生年月日	
	職 業	
	備 考	
		受付印

## 給水装置工事費月割納付証書

年 月 日

寒河江市長 様

印紙	申請者 住所	氏名	印
	連帯保証人住所	氏名	印

給水装置の場所	寒河江市	( 町会)
給水栓の種類	専用栓、	共用栓
設計概算額	金	円
分納方法	回分納	

### 内 訳

回	納入期限	金額

上記給水装置工事費を下記事項に留意して納付すべく連帯保証人連署をもって本証書を提出します。

- 1 分納月額及び納期間は市の決定に従います。
- 2 分納工事費は毎月納期限までに支払います。
- 3 給水装置は、工事費の完納するまで市の所有とし、責任をもって保全いたします。
- 4 分納工事費を滞納した場合又は無断転出した場合は、市の処分を受けても異議ありません。
- 5 精算により設計概算額に過不足を生じた場合は最終分納額を訂正しても異議ありません。

処理者印	受付印

様式第8号

# 量水器保管証書

給水装置所有者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

下記のとおり給水使用のため借受保管いたしましたから寒河江市水道給水条例を厳守履行いたします。

口 径	量水器番号	設 置 場 所
φ                    mm	—	

## 水 道 使 用 開 始 届

年    月    日

寒河江市長 様

水道の設置場所		寒河江市			種 別	
使 用 者	住 所				<input type="checkbox"/> アパート	<input type="checkbox"/> 住 宅
	ふりがな				<input type="checkbox"/> 借 家	<input type="checkbox"/> 工 場
	氏 名	㊟			<input type="checkbox"/> 店 舗	<input type="checkbox"/> 農 園
	電話番号	(            )			<input type="checkbox"/> 事務所	<input type="checkbox"/> その他
所 有 者	住 所				給水装置の用途	
	ふりがな				<input type="checkbox"/> 家庭用	<input type="checkbox"/> 団体用
	氏 名	㊟			<input type="checkbox"/> 営業用	<input type="checkbox"/> 農園用
	電話番号	(            )			<input type="checkbox"/> 工業用	
検 計 順 路	地区町会枝	個人	枝	新 設 φ	mm	指定工事業者名
				増口径 φ →	mm	
				加入金 ¥	円	
開始年月日		量水器口径	量水器番号		指 針	加入金領収印
年   月   日		φ            mm	—		m <sup>3</sup>	
水栓番号 (給水装置番号)		検定満了 年   月	マスター 処 理	年月日	実 施 者	
				年月日		

※裏面に位置図を添付してください。水道使用開始届は、太枠内のみ記入願います。

様式第9号

水道使用（新設・再）開始届

年 月 日

寒河江市長 様

開始希望年月日	年 月 日
---------	-------

水道の設置場所	町会名 ( )					1 アパート	5 社 宅	
使用者	住 所	TEL					2 借 家	6 官 舎
	ふりがな 氏 名	使用人数 印 ( 人)					3 店 舗	7 農 園
所有者氏名						お 客 様 番 号		
						※		
実施年月日	口 径	メータ番号	休栓時指針	指 針	実施者印	検 針 順 序		
年 月 日	φ		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		- -		
開栓手数料	支 払 方 法			備 考		水 栓 番 号		
	1 上記住所へ送付 2 ( ) が後日持参 3 開栓時現地支払 午前 ( 月 日 午後 時頃) 4 その他 ( )					マスタ異動処理		
						処 理 月 日	実 施 者	
						月 日		

様式第10号

水道使用休止・廃止届

年 月 日

寒河江市長 様

実施希望年月日	年 月 日
---------	-------

水道の設置場所						1 アパート	2 借 家	3 店 舗
使用者住所						4 持 家	5 社 宅	6 官 舎
						7 農 園	8 その他	
使用者氏名	(TEL ) 印					お客様番号	-	
						検針順序	- -	
所有者氏名						水栓番号		
						メータ番号		
転出(居)先	(TEL )					口径	指 針	実施者印
						φ	m <sup>3</sup>	
料金精算方法	1 口座精算 2 転居先へ納付書送付 3 現地精算 (日時 年 月 日 午前 午後 時頃)					実施年月日	年 月 日	
						下水有無 検針状況	前回指針 前回検針年月日	開栓日
納入区分	未 納 状 況					下水なし 通常検針	m <sup>3</sup>	実施者
備 考						マスタ 異動処理	処 理 月 日	
						月 日		

様式第11号

給水装置 所有者・使用者 異動届

年 月 日

寒河江市長 様

		届 人	住 所 TEL					
			ふりがな 氏 名 印					
水道の設置場所		寒河江市		異 動 事 由		1 売買 2 死亡のため相続 3 転居 4 その他 ( )		
旧所有者 使用者	住 所			異動年月日		年 月 日		
	氏 名	印		お客様番号		-		
				検針順序		- -		
新所有者 使用者	住 所			口径	φ	指針	m <sup>3</sup>	
	氏 名	印		下水有無				
				検針状況				
転出(居)先		(TEL )		前回検針年月日		H / /		
				前回指針		m <sup>3</sup>		
料金精算方法		1 口座精算 2 転居先へ納付書送付 3 現地精算 (日時 年 月 日 午前 午後 時頃)		納入区分		未 納 状 況		
						実施者		
備 考				マスタ 異動処理		処理月日 月 日		

様式第12号

私 設 消 火 栓 使 用 届

年 月 日

寒河江市長 様

申請者住所

氏 名 印

下記のとおり使用したいので、係員立会くださるよう届けます。

設置場所	寒河江市 ( 町会)	
所有者		
使用日時	年 月 日 午前 午後 時 分から 時間 分 午前 午後 時 分まで	
使用目的		
立会人	年 月 日 午前 午後 時 分から 時間 分 午前 午後 時 分まで	
備考		
	立会者印	受付印

様式第13号

給水装置の機能、水質検査請求書

年 月 日

寒河江市長 様

給水装置使用者  
給水装置所有者 印  
総 代 人

下記のとおり給水装置の機能、水質に異状の疑いがありますので、検査くださるよう  
請求します。なお検査に要する費用は、指定のとおり納付いたします。

給水装置の場所	寒河江市 ( 町会)
給水装置栓番号	専用栓、 共用栓 第 号
検 査 理 由	
備 考	
	受付印

様式第14号



臨 時 栓 使 用 届

年 月 日

寒河江市長 様

使用者住所

氏 名 印

下記のとおり臨時栓を使用したいので届けます。

給水装置の場所	寒河江市 ( 町会)
給水装置所有者	寒河江市 氏 名 印
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
備 考	
	受付印

表

第 号

身 分 証 明 書

職名

氏名

年 月 日生

上記のものは寒河江市上下水道課職員であることを証明する。

年 月 日交付

寒河江市長

印

裏

- 1 本証は寒河江市水道給水条例施行規程第12条の規定によつて発行するものである。
- 2 本証は給水装置、給水の状況、量水器の点検及び水道料金等の集金に従事するときは必ず携帯しなければならない。
- 3 本証は関係人の請求があつたときはいつでもこれを提示しなければならない。
- 4 本証は他人に貸与したり譲渡することはできない。
- 5 本証をき損又は紛失したときは直ちに届出再交付を受けなければならない。
- 6 本証の有効期間は発行の日より1年とする。ただし市職員を退職したときはこの限りでない。